

○岡山県後期高齢者医療広域連合補助金等交付規則

平成21年2月27日

広域連合規則第1号

(目的)

第1条 この規則は、補助金等の交付に関する基本的な事項を定めることにより、補助金等に係る予算の執行及び補助金等の交付の適正化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 補助金等 岡山県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が広域連合以外の者に対して交付する補助金及び利子補給金をいう。

(2) 補助事業等 補助金等の対象となる事務又は事業をいう。

(3) 補助事業者等 補助事業等を行う者をいう。

(補助金等の交付の申請)

第3条 補助金等の交付の申請をしようとする者は、所定の申請書に別に定める書類を添え、広域連合長に対しその定める期日までに提出しなければならない。

(補助金等の交付の決定)

第4条 広域連合長は、補助金等の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査をし、補助金等を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金等の交付の決定をするものとする。

2 広域連合長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金等の交付の決定をすることができる。

(補助金等の交付の条件)

第5条 広域連合長は、補助金等の交付の決定をする場合において、補助金等の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付するものとする。

(決定の通知)

第6条 広域連合長は、補助金等の交付の決定をした場合は、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付したときにはその条件を補助金等の交付の申請をした者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第7条 補助金等の交付の申請をした者は、前条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金等の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、広域連合長が定める期日までに、申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定は、なかったものとみなす。

(事情変更による決定の取消し等)

第8条 広域連合長は、天災地変その他補助金等の交付の決定後生じた事情の変更により

補助事業等の全部若しくは一部を継続する必要がなくなった場合又は遂行できなくなった場合（補助事業者等の責めに帰すべき事情によるものを除く。）は、補助金等の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

2 広域連合長は、前項の規定による補助金等の交付の決定の取消しにより特別に必要となった事務又は事業に対しては、補助金等を交付することができるものとする。

3 第6条の規定は、第1項の処分をした場合について準用する。

（申請の変更等の承認）

第9条 補助事業者等は、軽微な変更と認めるものを除き、第6条の規定による通知を受けた補助事業等に要する経費の配分、補助事業等の内容その他申請に係る事項の変更をしようとする場合又は補助事業等を中止し、若しくは廃止しようとする場合においては、あらかじめ広域連合長の承認を受けなければならない。

（状況報告）

第10条 補助事業者等は、別に定めるところにより、補助事業等の遂行の状況に関し、広域連合長に報告しなければならない。

（補助事業等の遂行等の指示）

第11条 広域連合長は、補助事業者等の補助事業等が補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対し、必要な指示をすることができる。

2 補助事業者等は、補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、その理由及び補助事業等の遂行状況を速やかに広域連合長に報告してその指示を受けなければならない。

（実績報告）

第12条 補助事業者等は、広域連合長が報告を不要とするものを除き、補助事業等が完了した場合（補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。）又は補助金等の交付の決定に係る会計年度が終了した場合は、所定の実績報告書に別に定める書類を添えて広域連合長に報告しなければならない。

（補助金等の額の確定）

第13条 広域連合長は、前条の規定による報告を受けた場合においては、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査をし、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知するものとする。

（補助金等の支払い）

第14条 広域連合長は、前条の規定による補助金等の額の確定をした後に補助金等を支払うものとする。ただし、補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、補助金等の概算払又は前金払をすることができる。

（是正のための措置）

第15条 広域連合長は、第13条の規定による審査及び調査の結果、補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業等につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者等

に対して命ずることができる。

(決定の取消し)

第16条 広域連合長は、補助事業者等が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金等の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金等を他の用途へ使用したとき。
- (2) 補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) この規則又はこれに基づく広域連合長の指示若しくは命令に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正の行為があると認められたとき。

2 前項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 第6条の規定は、第1項の規定による取消しをした場合について準用する。

(補助金等の返還)

第17条 広域連合長は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 広域連合長は、補助事業者等に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(加算金及び延滞金)

第18条 補助事業者等は、前条第1項の規定による補助金等の返還を命ぜられた場合(第8条第1項に該当するときを除く。)は、別に定めるところにより、その命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を広域連合に納付しなければならない。

2 補助事業者等は、補助金等の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を広域連合に納付しなければならない。

3 広域連合長は、前2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(理由の提示)

第19条 広域連合長は、第11条第1項の規定による指示、第15条の規定による措置命令又は第16条第1項の規定による決定の取消しをするときは、当該補助事業者等に対してその理由を示さなければならない。

(立入検査等)

第20条 広域連合長は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者等に対して報告をさせ、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。

(岡山県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の適用除外)

第21条 補助金等の交付に関する広域連合長の処分については、岡山県後期高齢者医療広域連合行政手続条例（平成19年岡山県後期高齢者医療広域連合条例第15号）第2章及び第3章の規定は、適用しない。

（財産の処分の制限）

第22条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した広域連合長が指定する財産を、広域連合長の承認を受けずに、補助金等の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

（関係書類の整備）

第23条 補助事業者等は、補助事業等に係る経費の収支を明らかにした書類及び帳簿等を整備し、広域連合長が指示する期間保存しておかなければならない。

（委任）

第24条 この規則に定めるもののほか、補助金等の交付に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年9月1日広域連合規則第10号）

この規則は、公布の日から施行する。